

令和 6 年度 予算編成方針

(抜粋版)

西 予 市

令和 5 年 1 1 月

－ 目 次 －

I	総論	1
1	本市を取り巻く現状	1
	（１）国の経済情勢及び政策動向	1
	（２）市財政の現状と今後の見通し	2
	（３）第２次西予市総合計画に基づく事業推進及び地方創生と行政改革の実行	2
2	予算要求スケジュール	2
II	基本方針	3
1	当初予算	4
	（１）歳入	4
	ア 市税	4
	イ 地方交付税、交付金等	4
	ウ 国庫等支出金	4
	エ 市債	5
	オ 使用料・手数料及び分担金等	5
	カ 基金の取り崩し	5
	キ 財産収入	5
	ク 繰入金	5
	ケ 諸収入	6
	（２）歳出	6
	ア 実績・評価に基づく予算要求	6
	イ 新規事業における予算要求	7
	ウ 国又は県の事業廃止に伴う市の単独事業化における予算要求	7
	エ 特別会計及び公営企業会計への財政支援（繰出金事業）における予算要求	7
	オ 第三セクターへの財政支援及び指定管理施設管理委託料における予算要求	7
	カ 各種団体への負担金補助金及び交付金における予算要求	7
	キ 予算単年度主義と債務負担行為	8
	ク 人件費、公債費及び扶助費の考え方	8
	ケ 需用費、役務費、使用料及び賃借料の考え方	9
	コ 委託料の考え方	10
	サ 備品購入費の考え方	11
	シ 車検費用について	11
	ス 地域づくり活動センター予算	11
	セ 情報・ＩＣＴ関係予算	11

ソ 公用車関係予算 -----	12
タ 西予市所有自家用バス等の利用について -----	12
チ 要求内容の精査 -----	12
ツ その他 -----	12
(3) 会計年度所属区分 -----	12
(4) 予算額の目標額 -----	13
(5) 予算査定 -----	13
2 補正予算 -----	13
(1) 増額補正 -----	13
(2) 減額補正 -----	14
(3) その他 -----	14

本市は、西予市予算事務規則（平成 25 年西予市規則第 11 号）第 4 条の規定に基づき、令和 6 年度の予算を編成するための予算編成方針を定める。

I 総論

1 本市を取り巻く現状

(1) 国の経済情勢及び政策動向

内閣府が公表した令和5年10月の月例経済報告によると、我が国経済の基調判断は、「景気は、緩やかに回復している。」とし、先行きは、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」とする一方で、「世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」と指摘している。

政策の基本態度としては、「30年来続いてきたコストカット型経済から持続的な賃上げや活発な投資がけん引する成長型経済へ変革するため、新しい資本主義の取組を加速させる。」「変革を力強く進める供給力の強化策と不安定な足元を固め物価高を乗り越える生活実感の改善策により、投資と消費の力強い循環につなげるべく総合経済対策を策定する。その裏付けとなる補正予算を今国会に提出し、早期成立に全力で取り組む。」「日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、賃金の上昇を伴う形で、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。」「こうした取組を通じ、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進めつつ、デフレに後戻りしないとの認識を広く醸成し、デフレ脱却につなげる。」とし、令和5年11月2日閣議決定の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく、国の第2次補正予算（案）が示されたところである。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2023 加速する新しい資本主義 ～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～」(骨太方針)では、「我が国を取り巻く環境が激変する中、多様な社会課題に対応する財源を確保しながら、持続可能な経済財政運営を行っていく。コロナ禍を脱し、経済が正常化し、「成長と分配の好循環」を拡大していく中で、賃金や調達価格の上昇を適切に考慮しつつ、歳出構造を平時に戻していくとともに、緊急時の財政支出を必要以上に長期化・恒常化させないよう取り組む。経済再生と財政健全化の両立を図るため、財政政策は主として潜在成長率の引上げと社会課題の解決に重点を置き、中長期的な視点を重視した経済財政運営に取り組む。」とし、昨年の骨太方針と同様「経済あつての財政」との考え方の下での経済・財政一体改革の着実な推進を打ち出している。

(2) 市財政の現状と今後の見通し

令和5年度は、「西予市復興まちづくり計画」に基づく豪雨災害からの復旧・復興を最優先事項としたうえで、「第2次西予市総合計画」（以下「第2次総合計画」という。）の政策目標の実現に向け、事業の重点化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症対策を講じ、国・県支出金、市債等に加え、財政調整基金残高の約39%、8億2,245万円を取り崩し、当初予算を編成した。

その結果、一般会計当初予算の規模は、284億7,000万円となったが、国の物価高騰対策に関連する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金等に係る数次の補正対応により、9号補正後においては、315億3,907万4千円を計上している。

令和6年度以降も、過去の大型事業に係る公債費及び社会保障関連経費の増加が相まって、財政状況は厳しさを増すことが予測される。

本市の財政運営は、市税がほぼ横ばいで推移する中で、合併算定替え制度の終了により地方交付税が減少し、一般財源総額が大きく伸びない中、人件費・扶助費・公債費の義務的経費の高止まりにより財政の硬直化が進むとともに、各施設の維持管理、補助金、繰出金などの負担も大きくなっている。

そのため、歳入不足を基金で補填する財政運営が続いており、適正な収支バランスの実現に向け、抜本的な行財政改革を意識した予算編成が重要である。

(3) 第2次総合計画に基づく事業推進及び地方創生と行財政改革の実行

国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、及び「デジタル田園都市国家構想基本方針」等、国の動向を踏まえつつ、第2次総合計画における、2025年の将来像を示す基本構想を実現するため、基本戦略27分野に掲げる事業を具体化する。特に、「持続的な行政経営への取り組み推進」については強く実践し、スクラップ&ビルドを原則とした事業の選択、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の最適配置と維持管理経費の平準化・最小化、働き方改革による業務効率の向上に取り組む。

2 予算要求のスケジュール

令和6年度当初予算編成の主なスケジュールは次のとおりである。

編成業務の内容等	期日・期間	備考
① 中長期財政推計	4月	
② 起債・大型事業ヒアリング	8月～9月	起債枠設定
③ 一次要求基準提示	10月 5日	
④ 財務会計入力〆切（一次要求）	11月14日	

⑤ 予算編成方針理事者協議	1 1 月 2 0 日	
⑥ 予算編成職員説明会	1 1 月 2 2 日	
⑦ 本要求期間(財務会計調整期間)	1 1 月 2 7 日～1 2 月 1 1 日	17 時 〆 切
⑧ 査定資料提出期限	1 2 月 1 1 日	17 時 〆 切
⑨ 総務部長・財政課長査定	1 2 月 1 8 日～ 1 月 1 8 日	
⑩ 査定内示(追加減額分)	1 月 1 8 日	
⑪ 財務会計修正入力期間	1 月 1 8 日～ 1 月 1 9 日	17 時 〆 切
⑫ 理事者査定	1 月 2 3 日・2 4 日	
⑬ 理事者復活折衝申出期限	1 月 2 5 日	復活折衝 1/29
⑪ 予算書原案完成	2 月 1 日	
⑫ 予算書修正期間	2 月 2 日～ 6 日	
⑬ 予算書完成	2 月 8 日	
⑭ 予算書印刷	2 月 9 日	

※日程については、都合により変更する場合がある。

Ⅱ 基本方針

令和6年度の予算編成では、第2次総合計画に基づく事業のほか、社会的課題である人口減少対策事業等の重点化を図るとともに、引き続き豪雨災害からの復興の継続と、今後の南海トラフ地震等に備え、災害に強いまちづくりの推進に取り組む。加えて、物価高騰対策等については、国の経済対策を踏まえながら、国・県と歩調を合わせて実施する。

また、中長期的な財政状況を踏まえたうえで、起債枠の設定による公債費削減に向けた取り組みや既存事務事業の抜本的見直しを行い、持続可能な財政運営に向け、更なる行財政改革に取り組む。

これらのことを勘案し、次の4つの目標を設定する。

なお、財政状況及び財政方針については、市民の理解を得るため、積極的な情報提供に努める。

目標1 第2次総合計画に基づく事業の重点化

目標2 人口減少対策の推進

目標3 豪雨災害からの復興と災害に強いまちづくりの推進

目標4 適正な収支バランスに基づく予算規模の実現

1 当初予算

(1) 歳入

財政の基本は、歳入の見通しを的確に把握して、それに見合う歳出を心がけることであり、歳入の確保は歳出の前提である。

社会経済情勢、法令の改正等の動向を的確に見極めつつ、過去の実績を踏まえ、次に掲げる歳入別の考え方により、歳入額を適切に見積もり、要求すること。

なお、市税、手数料、分担金等の自己徴収による歳入は、未徴収額を縮減し、その確保に努めなければならない。自主財源の乏しい本市においては、国庫支出金、県支出金、財産収入、過疎対策事業債、旧合併特例事業債等の有利な市債、各基金の取り崩しの順に、少しでも財源を確保する手段を検討したうえで歳入を組み立てるものとする。

歳入の予算編成における基本的な考え方は次のとおりとする。

ア 市税

市税は、税制改正の動向、社会経済情勢等を十分勘案し、課税の対象範囲、対象者数等を捕捉するとともに、過去の徴収実績に加え、未徴収額の解消に最大限努力することを念頭に、適切に見積もること。

当初予算額を決算額が上回る傾向の中において、歳入確保の観点から、当初予算額と決算額が大きく乖離することがないよう過去の傾向を分析のうえで予算計上すること。

イ 地方交付税、交付金等

地方交付税、譲与税、その他交付金等は、制度改正の動向等を踏まえ見積もること。

ウ 国庫等支出金

国・県の施策の動向を的確に把握するとともに、国・県等と直接連絡を取るなど補助制度全般にわたって調査のうえ、積極的な財源確保に努めること。

また、補助対象、補助率、補助単価等の把握に努め、過大見積りや超過負担を招くことがないようにするとともに、近年の国庫補助金等の内示傾向を分析し、実績に基づき的確に見積もること。

例えば、デジタル田園都市国家構想交付金、えひめ人口減少対策交付金、社会資本整備総合交付金など、複数の関係課に充当する補助金等については、補助申請の窓口課において、とりまとめ調整を行うとともに、内容を精査したうえで予算計上及び充当処理を行うこと。

エ 市債

事前に実施した起債・大型事業ヒアリングによる調整結果に基づいて予算計上することとし、ヒアリング協議を受けていない事業について市債の計上は行わないこと。（必要が生じた場合は、別途財政課協議すること。）

また、過疎ソフトは発行限度額があることから、財政課で充当事業の調整を行うため、通知を受けた事業についてのみ歳入予算の計上・充当を行うこと。

なお、過疎、辺地、合併特例債の歳入予算を入力する際は、各計画に記載があるかどうか、政策推進課に事前確認し指示を受けて対応すること。各種計画の相談等について、県との協議に数ヶ月要する場合もあることを考慮しておくこと。

オ 使用料・手数料及び分担金等

使用料及び手数料については、過去３年程度の実績及び傾向に基づいて計上すること。過去の実績が無い場合や極めて少額の場合は、頭出し１千円の予算計上も差し支えない。

施設の使用料は、対象施設の維持管理費に充当すること。

カ 基金の取り崩し

事業の実施にあたって他の特定財源が見込めない場合は、将来の基金活用計画を精査したうえで基金を活用する。その場合には、当該基金条例等の設置根拠に規定する運用方針、取り崩しの考え方に基づくこと。

キ 財産収入

市有財産については、「公共施設等総合管理計画」等に基づき、その利用状況を点検し、行政財産の機能廃止を含めて積極的に有償貸付等の活用を検討すること。利用計画の無いものは、売却等の処分を図ること。

各課で所管する基金の利子については、会計課資料に基づいて計上すること。

市有地貸付料は、雑入ではなく契約書に基づいて財産収入に計上すること。

物品売払収入については、過去実績に基づいて予算計上すること。

ク 繰入金

各課所管基金の繰入金は、事前に充当事業の取りまとめ調整を行ったうえで、歳入予算を計上し、関係課との調整を経て充当処理を完了しておくこと。

ふるさと応援基金の繰入金は、経済振興課で歳入予算のみ計上することとし、歳出予算への充当は行わないこと。充当事業は、財政課査定後において改めて協議調整する。

施設の建設、解体、大規模修繕等に対する財政課所管の公共施設整備基金の充当については、予算査定の際に内容を精査したうえで対応するため、一次要求の

段階で充当は行わない。

ケ 諸収入

単に前年度要求内容を複写するだけでなく、過去の実績額を踏まえたうえで計上すること。

各施設において、来庁者等にコピー機の利用を認め、コピー代を徴取する場合は、財政課の通知に基づいて予算計上すること。

民間団体、公益団体からの補助金、助成金については諸収入に計上すること。また、「その他雑入」として一括して歳入されている場合があるが、「〇〇補助金」として受けこむこととし、科目が無い場合には新設すること。

「その他雑入」を計上する場合には、積算にその具体的内容を記載すること。

(2) 歳出

歳出は、市税等の一般財源が乏しい本市において、歳入に見合うよう心がけなければならない。

本市における国が示す各種財政指標は、今のところ健全性を示しているが、この指標を超えるということは、自治体運営に国が関与するという事である。これらの指標を下回っている状況においても、中長期財政計画では、今後非常に厳しい財政状況を迎えることが予測されており、数年のうちに財政調整基金が枯渇する事態を回避しなければならない。

歳出予算要求にあたっては、次に掲げる考え方にに基づき、①必要性、②緊急性、③計画性、④費用対効果、⑤妥当性の5つの要素（以下「歳出予算要求5要素」という。）を確認し、見積額を精査して要求すること。

また、国庫補助事業において、近年の実績により内示の減が見込まれる可能性のある事業については、より精査した事業費での要求とすること。なお、この取り扱いにより当初予算を減額したが、その後に交付内示が増額となった事業については、随時補正予算で対応することとする。

また、豪雨災害をきっかけに近年繰越事業の増加が継続している。事業の進捗管理を徹底し、繰越が見込まれる事業と新年度事業のどちらも年度内完了が可能な事業量を見極め、繰越事業の減少に努めること。

全ての事業において、廃止、延期、見直し、縮小を検討し、必要に応じて市民等への説明を行い、理解を得られるよう努力すること。

ア 実績・評価に基づく予算要求

既存事業について、当初の目的に照らし効果が認められず、または悪化している場合は、事業を廃止し、予算を要求しないこと。

イ 新規事業における予算要求

計画性の低い新規事業の着手は、今後の財政状況を悪化させる可能性があることから、原則、事業計画に基づいたもののみ予算要求を認める。

なお、事業計画とは、目的、対象範囲、実施内容、実施スケジュール、事業効果、計画の見直し手法が記載されているものとする。事業が複数年継続する場合は、継続する事業内容、実施スケジュール、予算規模等が示されていなければならない。

ウ 国又は県の事業廃止に伴う市の単独事業化における予算要求

国・県の事業に伴い市が実施する事業について、国・県が事業を廃止した場合には、原則、当該事業を廃止し、予算要求は行わないこと。

ただし、市の政策上積極的に進める必要がある事業については、目的達成の進捗状況と終了時期の見通しを明確にして予算要求すること。

エ 特別会計及び公営企業会計への財政支援（繰出金事業）における予算要求

特別会計、企業会計設置の本来の趣旨に則り、事業の一層の効率化、自主財源の確保による健全経営に努め、一般会計からの繰り出しを最小限度の額とすること。また、繰出金の算出にあたっては、原則、国の方針で定める一般会計が負担すべき繰出基準に基づいた金額とする。基準外の繰出金が生じる場合は、その原因を明確にし、事業収入の見直し等の改善計画を講じ、事業実施に努めるものとする。

オ 第三セクターへの財政支援及び指定管理施設管理委託料における予算要求

第三セクターについては、独立採算を求めるものであるが、一部を除き厳しい経営状況が続いている。指定管理委託料及び修繕料等については、総務課通知の指針に基づいて予算要求すること。

カ 各種団体への負担金補助金及び交付金における予算要求

各種団体への補助金については、平成 17 年度の見直し方針を現在まで継続しているところである。活動状況、運営状況及び市政・市民生活への貢献等を把握し、補助制度の見直しを検討したうえで予算要求すること。なお、積算資料として、過去 2 年分の決算書の写しを添付すること。

本市が構成団体となっている組織等への負担金については、安易に例年同様の予算要求をすることなく、加入の必要性、負担金算出根拠、金額の妥当性などを再度確認して要求すること。

各課の所管する補助金について、財政課様式の一覧表を作成し提出すること。
市民向けの補助金については、効果や優先順位等を十分に考慮したうえで、5

年度予算の範囲内において、過去の実績を整理したうえで、実績ベースで計上すること。

団体育成等の補助金については、団体の活動状況を確認したうえで、育成の目的等が既に達成済みでないか、また、団体の決算書を精査のうえ、必要額を計上すること。

キ 予算単年度主義と債務負担行為

当年度の歳出は当年度の歳入で賄うとする考え方を予算単年度主義といい、地方財政の原則である。したがって、現年度内に完了していない事業について、年度をまたいで経費の支払いをすることは、債務負担行為を設定した場合を除いて認められていない。

例えば、補助金の交付において、交付決定年度の翌年度予算から補助金を支出している場合は違法となる。このような場合には、現年度予算で債務負担行為を設定してから、翌年度予算に歳出予算を計上すること。

その他、令和5年度中に翌年度の準備行為（契約等）が生じる場合においても同様である。

ク 人件費、公債費及び扶助費の考え方

会計年度任用職員の予算要求については、総務課及び教育総務課が事前に各担当課のヒアリングを実施したうえで、一括して予算査定を受けることとする。財政当局が要求現課の直接的な査定は原則として実施しない。総務課通知に基づいて適切に予算要求を行うこと。

正職員についても、本市の行政組織、財政規模に見合う採用計画・人員配置計画を策定し、中長期的な観点で職員数及び人件費の抑制に努める必要がある。

早急に、歳入に見合った財政規模を実現できなければ、正職員の人件費を削減せざるを得ない状況になることを真剣に認識しなければならない。

公債費は、借金の返済であり直ちに削減することは不可能である。将来の負担を軽減し、財政運営の持続性を確保するため、市債を有効に活用しながらも、可能な限り発行抑制に努めなければならない。

扶助費は、社会保障制度に関わる経費として削減が困難であるが、市が単独で実施する扶助費については、過去3～5年の実績資料に基づいて、傾向を分析したうえで、直近の実績ベース、増減幅が大きい場合は平均値での計上など堅く見積もる考え方で検討すること。積算にプラス α の伸び率や予備分等を加算することなく計上すること。年度中に予算不足が見込まれる場合は、補正予算での対応とする。必要性、公平性を慎重に判断し、財政圧迫の要因とならないよう、事務事業の見直しを検討すること。

ケ 需用費・役務費・使用料及び賃借料の考え方

消耗品費等をはじめとする需用費、役務費、使用料及び賃借料については、各課において十分精査された積算で要求されているところであるが、毎年度決算により不用額が発生している状況を鑑み、実績額を踏まえた要求とすること。

(ア) 需用費（消耗品費）

施設管理用の消耗品（洗剤、消毒液、電球、トイレットペーパー、清掃道具等）は、各施設の維持管理事業に、単価、数量等の積算を記載したうえで、過去の実績に応じて必要最低限を計上すること。

イベントや会議等において市民や参加者に関連する消耗品等は、各事務事業に、単価、数量等の積算を記載したうえで、過去の実績に応じて必要最低限を計上すること。

職員用の事務用品は、各課の庶務管理事業に集約し前年度実績に基づき計上すること。

事務用品が補助対象となる場合は、積算にその旨が分かるように記入すること。

コピー用紙は、R 5 実績見込に基づいて計上すること。R 5 実績見込みが確認できる月別の整理表等を提出すること。また、課内の一般的業務で使用するコピー用紙は、庶務事業に集約し計上すること。

(イ) 需用費（燃料費）

燃料費は、財政課が通知する共通単価表に基づいて、車両名が分かる形で共通単価×年間給油量（実績見込）で予算計上すること。過去3年程度の年間給油量の実績資料を提示すること。

(ウ) 需用費（食料費）

食糧費の計上は、慎重に検討すること。

弁当代・飲み物代の積算は、特別の事情がある場合を除いて、財政課が提示する共通単価表に基づいて計上すること。

会議やイベントなどにおける弁当は、委員・来客・来賓用のみ計上することとし、職員分の弁当を含まないこと。

(エ) 需用費（光熱水費）

各施設の電気料は、財政課様式による算出表に基づいて予算計上すること。

電気料を除く、水道代、ガス代等については、過去3年程度の月別推移の任意資料を作成し、実績額ベースで計上すること。（予備分・伸び率は見込まない）

(オ) 需用費（修繕料）

各施設の所管課は、予算要求前に各施設の点検を実施すること。修繕については、緊急性・必要性を考慮したうえで、優先順位を踏まえて検討すること。

各事務事業に具体的修繕箇所のない修繕料の頭出し予算は計上しないこと。ただし、地域づくり活動センターなど複数の同種施設の修繕料を集約し、特定の事務事業に一括して予算計上したい場合は、過去３年程度の各施設の修繕実績一覧表を作成したうえで予算計上し、査定協議することは可とする。

市営住宅等の修繕費用は、計画的な修繕対応が必要となるため、過去５年程度の実績表を作成したうえで要求すること。

次の項目等については、建設課との事前相談を徹底すること。

例）施設等の外壁、屋根、地盤沈下、駐車場、塀、害虫防除、防水、漏水、空調、電気設備等の中規模以上の修繕。

建設課に改修方法、設備規格、調達方法、スケジュール等のほか、法令等の見解について必ず指導を受けておくこと。また、業者から見積書を徴取した後においては、積算・明細の内容について建設課の点検を受けておくこと。（事業を執行する際に、アスベスト調査が漏れていた。エアコンの規格が合わない。事前の設計が必要であった。外壁修繕の前に屋上の防水工事が必要であった。などのトラブルがあるため）

小規模な修繕（概ね５万円未満）については、見積書及び修繕箇所の写真を準備したうえで計上すること。

中規模以上の修繕については、見積書、写真、平面図等を準備したうえで計上すること。

修繕料の規模・内容によっては工事請負費の科目に計上する方が適切な場合があるため、疑義がある場合は、契約監理室の助言を受けたうえで、検討すること。

コ 委託料の考え方

各種委託料の見積書の内訳は、一式での記載は不可とするので、内容・単価数等の積算が確認できるものであること。

施設維持管理業務等の委託料は、回数や内容の必要性を精査したうえで要求すること。

企画・コンサル・研修的業務の委託料は、見積内容が相手方の提案となっている場合が多いため、内容や回数等を精査のうえ、必要性に基づいて「交渉」を行っておくこと。また、業務内容が具体的に分かる企画提案書等を必ず提出すること。

委託業務は、職員で対応できないか十分に検討したうえで計上すること。

公共施設の中規模な解体・改修・建設等の設計業務については、建設課での対応について事前協議を行っておくこと。

サ 備品購入費の考え方

施設の整備に伴い備品を購入する場合は、一覧表を作成したうえで、カタログ等を添えて既存品の再利用などを十分に精査したうえで計上すること。

既存備品の更新については、故障や劣化などの事情による場合のみ認めるものとし、見積書（複数）、カタログのほか、現存品の写真等を添えて計上すること。

業務効率化を目的としたロボット・ICT・自動化等の機器に関する新規購入については、財政事情を踏まえ、慎重に判断すること。

備品要求する判断については、西予市財産規則第35条の定義（概ね1年以上使用が可能で、購入価格が1万円以上のもの）を計上すること。公印・机・椅子等については1万円未満であっても備品購入費として計上すること。

シ 車検費用について

車検費用の計上費目については、下記を参考に計上すること。

(ア) 整備費用（オイル交換と共にオイルエレメントなどの交換がある場合は消耗品交換を含める）⇒ 節10) 需用費 細節6) 修繕料 説明) 修繕料

(イ) 消耗品のみの交換（オイル交換、グリスアップ、不凍液のみでその他修繕が発生しない）⇒ 節10) 需用費 細節1) 消耗品費 説明) 消耗品費

(ウ) 印紙代、車検手数料

⇒ 節11) 役務費 細節4) 手数料 説明) 車検手数料

(エ) 自賠責保険料

⇒ 節11) 役務費 細節7) 自動車損害保険料 説明) 自動車損害保険料

(オ) 自動車重量税

⇒ 節26) 公課費 細節1) 公課費 説明) 自動車重量税

法令により定められている定期点検が予定されている場合は、車検手数料とは別（節11) 役務費 細節) 手数料 説明) 法定点検手数料）で計上すること。

ス 地域づくり活動センター予算

地域づくり活動センター推進室においては、要求に対する内部ルール・手順・一定の枠を整理のうえ、各センター職員へ事前に周知すること。また、各センターの要求について、適切な時期に事前に内容精査・ヒアリング等を実施すること。（査定は推進室職員の一括対応）

査定を効率化して進めるため、予算科目のシート別により、27センター名、計上額、積算、内容等を整理した一覧表を提出すること。（財政課様式）

セ 情報・ICT関係予算

デジタル推進室においては、システム改修、リース契約、保守契約などによる予算の増加・複雑化が懸念材料となるため、昨年同様に契約単位で整理した一覧

表を作成すること。（資料は科目単位で財務会計の要求額と整合性を図っておくこと。）

中長期的な計画を説明できるように整理しておくこと。

各課で情報システムに関する費用を計上する際は、業者から見積書を徴取した際に、デジタル推進室に見積内容の精査を依頼し、事前点検を経た金額を計上すること。

ソ 公用車関係予算

公用車については、現在、運行している多くの車両が10年以上経過し、何らかの故障も頻繁になっているところであるが、更新に関しては、『西予市公用車の更新・運行等にかかる取扱要綱』に基づいた予算要求とすること。

なお、車検、定期点検と修繕料、経年劣化による部品等の交換に要する経費の計上漏れがないよう注意すること。

タ 西予市所有自家用バス等の利用について

市所有バス（スクールバス、生活交通バス及び保育園送迎バスを除く）の使用に係る予算は、市有バス所管課が一括して計上するが、使用にあたっては「西予市所有自家用バス運行管理要綱」に基づき適切に使用すること。研修等の名目であっても、レジャーや観光と疑われる利用は認めないので、予算要求しないこと。

また、高速道路の使用が行程の大半を占める県外運行については、タイヤ、エンジン等の車両の不具合に加え、委託事業者等の運転手の疲労を要因とした事故のリスクが高いものと考えられるため、現在市有バスの県外運行は認めないこととしている。なお、県外運行に際しては、担当部署において民間バスの借上げの予算計上を行うこと。

チ 要求内容の精査

年度当初から、予算計上漏れ及び計上費目誤り等の事由による流用処理が頻発している。予算要求は可能な限り精査し、不注意による誤りを行わないこと。

ツ その他

歳入、歳出の積算内容を計上する際に、前年度の積算で0円の項目がある場合は、不要な積算は削除すること。

昨年度の予算要求において、数年分の事業量を予算要求する部署（係）があった。単年度の業務量として適切な事業量の範囲で要求すること。

(3) 会計年度所属区分

扶助費等毎月の支払いが発生する経費については、会計年度所属区分の考えに

基づき、適正な年度に予算要求すること。(例：補助費等・・・当該行為の履行があった日の属する年度で予算要求) また、これに基づかない要求となる場合は根拠資料を提出すること。

(4) 予算額の目標額

ア 予算規模

令和6年度の予算規模は290.0億円以下とする。

イ 歳入における一般財源総額

一般財源総額は176.4億円とする。このうち財政調整基金及び減債基金の取崩額はそれぞれ7.0億円、3.0億円とする。

ウ 歳入における市債

市債の発行額については、38.4億円とする。このうち0.5億円は臨時財政対策債とする。

(5) 予算査定

財政当局は、目標とする一般財源総額及び市債の発行額を厳守することを第一とし、要求現課に対して、事業の目的、歳出の根拠、積算内訳、財源の見通し等について確認を行う。要求現課は、それらの資料を期限までに提出し、簡潔に説明できるよう十分準備を行って査定に臨むこと。

なお、査定結果において事業効果が見込めない事務事業について、当該事務事業を廃止し、枠内に収まるよう要求部内の調整を行わない、他の事務事業を増額する修正案を提出することは差し支えない。財政当局は、その内容を検討し、必要に応じて調整する。

2 補正予算

補正予算編成の基本的な考え方は、次のとおりとする。

(1) 増額補正

ア 予算要求基準

歳出補正予算において、次のいずれかの事由に該当するものは、原則として補正要求を認めない。この場合、必要に応じて翌年度当初予算での要求を検討するものとする。

(ア) 歳出予算要求5要素を満たさない案件

当該要求内容が、必要性、緊急性、計画性、費用対効果、妥当性の歳出予算要求5要素を満たさないもの。

(イ) 当初予算で計上すべき案件

当初予算編成時において、計画、施設・設備の耐用年数、故障率等を踏まえれば、当然に計上すべきところ、予算査定等の指示以外の理由により未計上であったもの。例：担当者が失念したもの。

ただし、翌年度予算に計上するより、補正予算に計上した方が、当該事業全般に係る経費総額の圧縮または事業効果の向上が認められる場合はこの限りではない。

(ウ) 現予算で対応できる案件

事業実施に伴い計画変更や外部要因等により予算費目を増減調整する必要が生じた場合において、予算の定めを遵守したうえで、流用等により現予算の範囲内での対応が可能であるもの。

(エ) 予備費を充用すべき案件

要求内容が、予備費の趣旨(予定外または予算を超過する支出で必要性、緊急性が非常に高いもの)に照らし、予備費充用が適当と認められるもの。

(オ) 補正予算一般財源枠の設定

増額補正予算についても、年間の一般財源枠を設ける。

補正予算一般財源枠は、当初予算一般財源総額の1%とする。したがって、補正予算を編成し、年度後半になるほど、補正予算一般財源枠は減少する。

ただし、災害等の緊急・突発的な事案が発生した場合には、優先的に補正予算計上を認めるとともに、この結果、補正予算一般財源枠に収まらなかった場合には、例外的に当該案件を枠外として取り扱うこととする。また、法的根拠に基づく、もしくは後年度の財源とするための基金等への積み立てについても、補正予算一般財源枠から除外することとする。

(2) 減額補正

減額補正によって生じた一般財源は、補正予算一般財源枠に加算せず、基金積み立て等に充当することとする。

(3) その他

年度途中において、歳出予算が無い状況で、補正予算計上前に国・県補助金等を申請する場合は、申請前に財政課との事前協議（仮査定）を行うこと。